		五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八　陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合において、固定式ビルジポンプを使用しないこと。
アルミナシリカペレット	ALUMINA SILICA, Pellets	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
硝酸アンモニウム系肥料（非危険物）	AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER (non-hazardous)	一　熱源又は発火源と別の船倉又は区画に積載すること。 二　燃料油を有するタンク又は燃料油管に隣接しないよう、積載すること。ただし、摂氏50度を超えないよう温度管理がなされている場合にあってはこの限りでない。 三　積載場所と機関室の間の隔壁がＡ60級である場合及び短国際航海（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第五項の短国際航海をいう。）の場合を除き、金属製の機関室隔壁と接触して積載しないこと。ただし、船積み地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合には、この限りでない。 四　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 五　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 六　雨中において船積みをしないこと。 七　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 八　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 九　貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。 十　船積み中、燃料油の補給を禁止すること。 十一　船積み中、積載場所に隣接する区画（機関室を除く。）における燃料油の移送を禁止すること。
		十二　積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。 十三　積載場所及び当該場所に隣接する区画におけ喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 十四　積載中、積載場所のハッチを非常時に開放できるようにすること。 十五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十六　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 十七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十八　航海中、積載場所を通風しないこと。 十九　積載場所のハッチは風雨密であること。 二十　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 二十一　陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。
硫酸アンモニウム［硫安］	AMMONIUM SULPHATE	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　船積み中、可能な限り、粉じんの発生を防止すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 八　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 九　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十　航海中、積載場所を通風しないこと。 十一　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 十二　陸揚げ後、積載場所を十分に清掃すること。ただし、引き続き本貨物を積載する場合は、この限りでない。
アンチモン鉱及び残滓	ANTIMONY ORE AND RESIDUE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。